

第6章 施設福祉サービス

第1節 養護老人ホーム措置事業

1 養護老人ホーム

養護老人ホームとは、65歳以上の環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を措置する施設であり、措置基準に基づき、入所判定委員会において入所の必要性を判断する。

【入所措置の基準】

65歳以上で、在宅では日常生活を営むことに支障があり、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合

（1）環境上の事情

- 健康状態：入院治療を要する状態でないこと。
- 環境の状況：家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められること。

（2）経済的な事情

- 入所しようとする高齢者の世帯が、生活保護法による保護を受けていること。
- 入所しようとする高齢者とその生計を維持する者に市民税の所得割が課税されていないこと。

